

vol. 76(平成18年12月10日発行)

E-mail

ホームページ

ナイス・デイ

(0567)26-1281(0567)26-3699(0567)26-1282

ナイス・ホーム (0567)26-1282

info@s-o-s.co.jp

http://www.s-o-s.co.jp (株) サポート・ワン・サービス 津島市愛宕町 4 - 1 1 3 〒496-0036 代表TEL:(0567) 26-3921/FAX:(0567) 26-3922

12月21日(木)~23日(金)の3日 間は、"みんなで作ろうクリスマス"と 称し、自分たちの手で作ったものを

飾ったり、当日は手作りケーキ

に挑戦したりして、う~ん と楽しめるように企画をし ています。サンタとトナカ イの貼り絵も手作り! 誰が顔を出している か分かるかしらん??

> この3日間に利用 日を変更したい方 は早めにご連絡 下さいな

ナイス・デイ利用状況(定期利用者数) とっても楽しみよ~~ん

月	火	水	木	金	土	日
9名	9名	10名	8名	7名	10名	6名









# ナイスな勉強会・・・「このマークの意味をご存知ですか?(パート2)」

町で見かけたことはあるけれど、本当の意味って知っていますか?介護スタッフもしっかり把握してい なかったので、今回、愛知県健康福祉局障害企画課のホームページ等より情報を転記しました。



## ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークで す。 身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴 導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公 共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスー パー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体 障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助 犬はペットではありません。体の不自由な方の体 の一部となって働いています。社会のマナーもきち んと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理 されています。お店の入口などでこのマークをみ かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合 は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

人工肛門・人工膀胱を使 用している方(オストメイ ト)のための設備があるこ とを表し、オストメイト対応 トイレの入口・案内誘導プ レートに表示されていま



マーク

マタニティ マーク



平成 18 年 3 月、厚生労働省が新たに作っ ( たマークです。このマークに一文加えて、 「お腹に赤ちゃんがいます」や「喫煙にご協 力ください」など色々な用途に使用されてい **オストメイト** ます。妊娠中、特に初期は、赤ちゃんの成 ● 長はもちろん、お母さんの健康を維持する。 ためのとても大切な時期です。しかし、外見 ● からは、妊婦であるかどうか判断しにくかっ たり、「つらい症状」がある場合もあります。 もしも、あなたの周りでこのマークを付けて いるお母さんを見かけたら、皆さんからの思・ いやりある気遣いをお願い致します。



18年5月 地質調査



18 年 6 月プレハブの大移動



施設が出来るまでの経緯を お知らせするコーナーです!



18 年 11 月 模型完成



敷地周囲にブロック塀



18年11月地鎮祭



準備された材木の一部

## 年末のご挨拶

師走を迎え、今年一年間、多くの皆様にお世話 になったことを感謝いたします。

ここ数日やっと寒くなったためか、胃腸風邪にか かる方も多く、スタッフ自身も健康管理に気を使い、 心を引き締めて日々の業務に取り組んでおります。

介助者という役目で一番大切なことは、"人のお 世話ができるよう、体力・気力を含め、常に自分に 余力を持たねばならない"ことだと思います。

来年に向けて、施設の増築工事が始まりました。 住み心地が良く、身体と環境に優しい施設を目指 し、太陽熱利用の床暖房や、三重県産の木材を利 用した昔ながらの伝統工法の建物が三月末には建 つ予定ですが・・・。(実は、かなり遅れ気味です。)

当社の介護サービスの質が、人材や環境を含 め、少しでも充実するよう努力していきます。

『猪突猛進、イノシシの如く、突進あるのみ!!』 来年からの変化を楽しみにし、この一年が、無事 過ごせたことの感謝と、これからの抱負を励みにし て社員一同頑張っていきます。

利用者の皆様、・ご家族の皆様、協力して下さっ ている事業所の皆様方にとって、来る年が少しでも 豊かな一年でありますよう祈念して、年末の挨拶と させていただきます。

一年間のご愛顧、誠にありがとうございました。

(株)サポート・ワン・サービス 代表取締役 飯尾 淑子

### <年末年始休業のお知らせ;



平成18年12月31日(日)~平成19年1月1日(月) 【 請負(在宅ケア) ・宅老所 ・家政婦紹介 】

平成18年12月29日(金)~平成19年1月4日(木) の期間にご利用される場合は、年末年始割増料金(通 常利用料金の35~50%)が必要になります。

(注:年末年始に近い期間は、希望日や時間変更の) 申し出も多く、当社の人員配置からしても、通常 ご利用いただいている日時の変更をお願いしな ければならないこともあります。その時はご連絡 させていただきますので、利用者の皆様には何 卒ご理解ご協力をお願いいたします。

### 編集後記

12月9日、愛知県産業貿易会館西館の第二会議室で、 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会主催 の研修会が開催されました。

厚生労働省の老健局総務課介護保険指導室の室長補 佐をしている荒川英夫先生による特別講演。介護サービ ス事業者の指定事務の見直しや介護保険制度の指導・ 監査の変革など、結構きわどいところをついた話もありま した。今後の事業者がどういう方向に進んでいくべきなの か、何を重要視するべきなのか、私には、今こそ改めて方 向性を見出す時と言わんばかりのように聞こえてきまし た。(実際、当社は見出した矢先かも・・・・。)

最後に石原理事が挨拶をされた時、「医療を支える介 護ではなく、生活を支えるため介護者(事業者)であるよう にならなければ・・・」と一言。

そうそう、これなのよね。当たり前のことなのになんだか 忘れそうになっていたこの言葉。今年最後に、気持ちが引 き締まりました。今年も残すところあと20日。出来る限り悔 いのないように過ごしたいものですね。(H)